

〈1月22日発表〉

第三次レッドリスト「レッドリストあいち 2015」を作成しました

愛知県では、絶滅のおそれのある野生動植物の現状を的確に把握し、生物多様性の保全を推進するため、レッドリスト（絶滅のおそれのある野生動植物の種のリスト）を最新の知見により見直し、このたび、第三次レッドリストとなる「レッドリストあいち 2015」を作成しましたので公表します（概要については、別添のとおり。また、全リストについては、愛知県ウェブページ

(<http://www.pref.aichi.jp/0000079215.html>) に掲載します。)

なお、このレッドリストの作成には、先に実施した県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）による県民の皆様のご意見を参考とさせていただいております。

今回の「レッドリストあいち 2015」のポイントについては次のとおりです。

- 絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）の数は、現行の「レッドデータブックあいち 2009」と比較し、93種（植物31種、動物62種）増加し、848種（植物511種、動物337種）となった。

主な増加要因は、人為圧力やシカの食害などによる生息生育環境の悪化、調査の進展により新たに発見された種の追加などです。

- 新たに絶滅危惧種へ追加又は評価区分の変更された代表的な種

- キンセイラン（維管束植物・ラン科） 新規掲載・絶滅危惧ⅠA類

県民からの情報により、県内での生育が新たに確認された。園芸目的の採取により激減している。

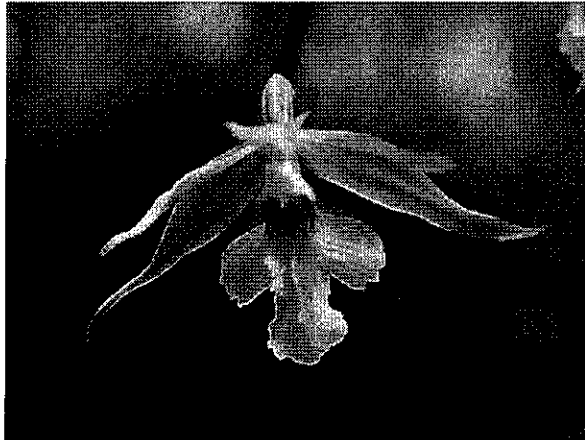
- ニホンウナギ（汽水・淡水魚類） 新規掲載・絶滅危惧ⅠB類

稚魚の来遊数の減少や、河川の生息環境の悪化等により急激な個体数の減少傾向にある。

- コアジサシ（鳥類・渡り鳥） 準絶滅危惧種→絶滅危惧ⅠB類（繁殖）へランクアップ
繁殖場所である砂地や裸地の減少により繁殖数が激減している。

今後、この「レッドリストあいち 2015」を広く県民の方々に普及を図り、絶滅のおそれのある野生動植物種の保護への理解を求めるとともに、国や県内市町村、庁内関係部局等に配布し、開発事業や各種事業計画等における配慮を求めています。

(参考1) 県内の絶滅危惧種の例



キンセイラン（維管束植物）絶滅危惧 IA 類



コアジサシ（鳥類）絶滅危惧 IB 類
（撮影者：山本晃氏）

注) コアジサシの写真の使用にあたっては、必ず撮影者の氏名を併記してください。

(参考2)

(1) レッドリスト見直しの背景

野生動植物を取り巻く環境は、開発等による土地の改変、外来種の侵入、シカの食害などの様々な要因により変化していることから、絶滅のおそれのある野生動植物の状況を的確に把握するために、定期的にレッドリストの見直しを行う必要があります。

本県においては、平成 12～13 年度に第一次レッドリスト、平成 19 年度に第二次レッドリストを公表しています。

(2) レッドデータブックについて

レッドリストのランクをもとに、種ごとに形態や分布状況等の解説を加え、体系的に取りまとめたものがレッドデータブックです。

本県では平成 13 年度に「レッドデータブックあいち」を初めて作成し、平成 20 年度には第 2 版となる「レッドデータブックあいち 2009」を作成しています。今後、今回のレッドリストを基にレッドデータブックの改訂を進めていきます。

第三次レッドリスト「レッドリストあいち 2015」について（概要）

1 レッドリスト見直しの背景・経緯

野生動植物を人為的に絶滅させないためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、県民の皆さまへの理解を広める必要があります。野生動植物を取り巻く環境は、開発等による土地の改変、外来種の侵入、シカの食害などの様々な要因により変化していることから、絶滅のおそれのある野生動植物の状況を的確に把握するために、定期的にレッドリストの見直しを行う必要があります。

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生動植物の種のリストのことであり、レッドリストのランクをもとに、種ごとに形態や分布状況等の解説を加え、体系的に取りまとめたレッドデータブックが作成されます。

愛知県では、平成 12～13 年度に第一次リスト、平成 19 年度に第二次リストを公表しており、今回、第三次レッドリストとして「レッドリストあいち 2015」を作成しました。

2 調査体制

愛知県では、平成 22 年度に「愛知県絶滅寸前種等調査検討会」を設置し、絶滅危惧種等についての情報収集、整理、評価方法等について検討を行ってきました。

愛知県絶滅寸前種等調査検討会 委員名簿

専門分野	委員
維管束植物	せりざわ 芹沢 <small>しゅんすけ</small> 俊介（愛知教育大学名誉教授）
	むらまつ 村松 <small>まさお</small> 正雄（瀬戸市立水無瀬中学校教諭）
蘚類	なりた 成田 <small>つとむ</small> 務（鳳来寺山自然科学博物館学術委員）
苔類	やまだ 山田 <small>こうさく</small> 耕作（（財）服部植物研究所非常勤研究員）
哺乳類	こやす 子安 <small>かずひろ</small> 和弘（愛知学院大学歯学部講師）
鳥類	たかはし 高橋 <small>のぶお</small> 伸夫（愛知県野鳥保護連絡協議会議長）
両生類・爬虫類	おおたけ 大竹 <small>まさる</small> 勝（元犬山市環境審議会委員）
	しまだ 島田 <small>ともひこ</small> 知彦（愛知教育大学講師）
汽水・淡水魚類	たにくち 谷口 <small>よしのり</small> 義則（名城大学理工学部准教授）
昆虫類	まの 間野 <small>たかひろ</small> 隆裕（豊田市矢作川研究所総括研究員）
クモ類	おがた 緒方 <small>きよと</small> 清人（日本蜘蛛学会評議員）
貝類	きむら 木村 <small>しょういち</small> 昭一（日本貝類学会評議員）

また、検討会の委員の他に、以下の調査分担者の協力を得ています。（敬称略）

汽水・淡水魚類 : 浅香智也、荒尾一樹、大仲知樹、地村佳純、鳥居亮一、向井貴彦

昆虫類 : 吉田雅澄（トンボ目）、水野利彦（バッタ目）、矢崎充彦（カメムシ目）、西本浩之（トビケラ目）、長谷川道明、大平仁夫、蟹江昇、戸田尚希、伊澤和義、山崎隆弘（コウチュウ目）、大草伸治（ハチ目）、高橋匡司、江田信豊（チョウ目チョウ類）、池竹弘旭（水生昆虫）

貝類 : 早瀬善正

3 第二次レッドリストとの変更点

- ・魚類については、従来、淡水魚類のみを評価対象にしていたですが、今回の改訂で汽水魚類を追加しました。
- ・鳥類については、従来、生息時期に関係なく定性評価を行っていましたが、生息時期により生息状況が異なることから、今回は、評価対象個体群を繁殖、越冬、通過に分けるとともに、新たに評価基準を設け、評価対象個体群毎に準定量評価を行いました。
- ・従来、維管束植物に限り、環境省レッドリストに掲載されているが、愛知県のレッドリストには該当しないと評価される種があったため、国リストとして区分・掲載してきました。

しかしながら、平成24年度の環境省レッドリストの改訂により、維管束植物以外の分類群についても同様の種がいくつもみられるようになったため、維管束植物以外にも国リストとして区分・評価を行いました。

4 第三次レッドリスト（案）に関する県民意見の募集

第三次レッドリストを作成するにあたって、昨年10月に取りまとめた第三次レッドリスト（案）に関して県民の皆さまから意見を募集しました。この意見を参考にしながら、さらに新しい知見を加えて検討会で検討を進め、第三次レッドリストとして「レッドリストあいち2015」を作成しました。なお、提出された意見と県の考え方については別添のとおりです。

5 「レッドリストあいち2015」の概要

(1) 植物

「レッドリストあいち2015」に掲載された植物の種数は、表1のとおりです。

このリストでは、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）の数は511種であり、その内訳は、維管束植物（種子植物、シダ植物）が452種、コケ植物（蘚類、苔類）が59種となっています。また、現時点では絶滅の危険性は小さいものの、環境変化によっては絶滅危惧種に移行する要素を有する種（準絶滅危惧）として、維管束植物115種、コケ植物6種を、さらに、県内では既に絶滅した種として、50種を掲載しています。

また、絶滅のおそれの程度を評価するに足る情報が不足している種として、維管束植物3種を掲載しています。

現行の「レッドデータブックあいち2009（植物編）」掲載種と比較すると、絶滅のおそれのある種の数には31種増加し、その内訳は、維管束植物が31種となっています。また、県内では既に絶滅した種の数には5種増加しています。

【代表種】キンセイラン（維管束植物・ラン科）絶滅危惧ⅠA類 新規掲載
エンシュウツリフネ（維管束植物・ツリフネソウ科）絶滅危惧ⅠA類 [絶滅危惧Ⅱ類]
ハナノキ（維管束植物・ムクロジ科）絶滅危惧ⅠA類 [絶滅危惧ⅠA類] など

【新たな絶滅種】ナヨテンマ（維管束植物・ラン科）[絶滅危惧ⅠA類]
ムカゴトンボ（維管束植物・ラン科）[絶滅危惧ⅠA類]
ヒメヒゴタイ（維管束植物・キク科）[絶滅危惧ⅠA類] など

※ [] 内は、第二次レッドリストの評価区分を示しています

表1 「レッドリストあいち 2015」(植物)掲載種数

対象	評価区分	絶滅のおそれのある種				準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	計	国リスト	県内 確認 種数	
		絶滅 (EX)	絶滅 危惧 IA類 (CR)	絶滅 危惧 IB類 (EN)	絶滅 危惧 II類 (VU)				小計		環境省 レッド リスト 掲載種
維管束植物		47 (42)	90 (58)	179 (163)	183 (200)	452 (421)	115 (124)	3 (0)	617 (587)	25 (25)	約 3,620
シダ植物 (小葉類を含む)		3 (2)	11 (3)	22 (21)	24 (25)	57 (49)	13 (15)	0 (-)	73 (66)	0 (0)	約 390
裸子植物		0 (0)	0 (0)	2 (2)	3 (3)	5 (5)	3 (3)	0 (-)	8 (8)	0 (0)	約 30
被子植物 単子葉類		16 (15)	31 (21)	59 (51)	64 (71)	154 (143)	32 (33)	0 (-)	202 (191)	9 (9)	約 890
その他 (従来の双子葉類)		28 (25)	48 (34)	96 (89)	92 (101)	236 (224)	67 (73)	3 (-)	334 (322)	16 (16)	約 2,310
コケ植物 (小計)		3 (3)	14 (14)	22 (22)	23 (23)	59 (59)	6 (6)	0 (0)	68 (68)	0 (-)	596
蘚類		0 (0)	13 (13)	18 (18)	18 (18)	49 (49)	5 (5)	0 (0)	54 (54)	0 (-)	443
苔類		3 (3)	1 (1)	4 (4)	5 (5)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (-)	153
計		50 (45)	104 (72)	201 (185)	206 (223)	511 (480)	121 (130)	3 (0)	685 (655)	26 (25)	約 4,220

注1: 評価区分の詳細については別紙1参照。

注2: 表中の()内は、「レッドデータブックあいち 2009-植物編-」の掲載種数を示す。

注3: 国リストとは、環境省が平成24年度に公表したレッドリスト掲載種のうち、本県のリスト対象外と判定された種を示す。

注4: 県内確認種数には、亜種、変種、品種、雑種を含む。また帰化種、国内移入種、園芸植物起源で野外に逸出した植物等を含む。

(2) 動物

「レッドリストあいち 2015」に掲載された動物の種数は、表2のとおりです。

このリストでは、絶滅のおそれのある種(絶滅危惧I類及びII類)の数は337種であり、その内訳は、哺乳類が13種、鳥類が66種、爬虫類が1種、両生類が7種、汽水・淡水魚類が25種、昆虫類が80種、クモ類が32種及び貝類が113種となっています。また、現時点では絶滅の危険性は小さいものの、環境変化によっては絶滅危惧種に移行する要素を有する種(準絶滅危惧)として、哺乳類が10種、鳥類が16種、爬虫類が1種、両生類が4種、汽水・淡水魚類が7種、昆虫類が91種、クモ類が6種及び貝類が61種を、さらに、県内では既に絶滅した種として、24種を掲載しています。

また、絶滅のおそれの程度を評価するに足る情報が不足している種として、哺乳類が2種、爬虫類が4種、両生類が3種、汽水・淡水魚類が7種、昆虫類が26種、クモ類が1種及び貝類が36種を掲載しています。

さらに、国内における生息状況から、本県において保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群を「地域個体群」として哺乳類で2個体群、鳥類で3個体群を選定しています。

現行の「レッドデータブックあいち 2009(動物編)」掲載種と比較すると、魚類で対象分類群が増加しているため単純に比較はできませんが、絶滅のおそれのある種の数には62種増加し、その内訳は、鳥類が18種、両生類が2種、汽水・淡水魚類が14種、昆虫類が2種、クモ類が3種及び貝類が23種となっています。また、県内では既に絶滅した種の数には2種増加しています。

【代表種】 ツキノワグマ (哺乳類・クマ科) 絶滅危惧 IA 類 [絶滅危惧 IA 類]
 コアジサシ (鳥類・カモメ科) 絶滅危惧 IB 類 (繁殖) [準絶滅危惧]
 アカウミガメ (爬虫類・ウミガメ科) 絶滅危惧 IB 類 [絶滅危惧 IB 類]
 オオサンショウウオ (両生類・オオサンショウウオ科) 絶滅危惧 IB 類 [絶滅危惧 IB 類]
 ニホンウナギ (汽水・淡水魚類・ウナギ科) 絶滅危惧 IB 類 新規掲載
 ギフチョウ (昆虫類・アゲハチョウ科) 絶滅危惧 II 類 [準絶滅危惧]
 ミカワホラヒメグモ (クモ類・ホラヒメグモ科) 絶滅危惧 IA 類 [絶滅危惧 IA 類]
 ハマグリ (貝類・マルスダレガイ科) 絶滅危惧 II 類 [絶滅危惧 IA 類] など

【新たな絶滅種】 ビンズイ (鳥類・セキレイ科) (繁殖) 新規掲載
 オオウラギンヒョウモン (昆虫類・タテハチョウ科) 再掲載

※ [] 内は、第二次レッドリストの評価区分を示しています。

表2 「レッドリストあいち 2015」 (動物) 掲載種数

評価区分 対象	絶滅 (EX)	絶滅のおそれのある種				準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	計	地域 個体群 (LP)	国 リスト	県内 確認 種数
		絶滅 危惧 IA 類 (CR)	絶滅 危惧 IB 類 (EN)	絶滅 危惧 II 類 (VU)	小計					環境省 レッド リスト 掲載種	
哺乳類	3 (3)	6 (6)	3 (3)	4 (4)	13 (13)	10 (8)	2 (1)	28 (25)	2 (2)	0 (-)	72
鳥類	1 (0)	15 (9)	19 (13)	32 (26)	66 (48)	16 (31)	0 (1)	83 (80)	3 (3)	4 (-)	413
爬虫類	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	4 (3)	6 (4)	0 (0)	0 (-)	19
両生類	0 (0)	3 (2)	3 (2)	1 (1)	7 (5)	4 (4)	3 (4)	14 (13)	0 (0)	1 (-)	21
汽水・淡水魚類	0 (0)	8 (2)	9 (1)	8 (8)	25 (11)	7 (6)	7 (1)	39 (18)	0 (0)	9 (-)	171
昆虫類	11 (10)	21 (16)	26 (25)	33 (37)	80 (78)	91 (74)	26 (33)	208 (195)	0 (0)	21 (-)	約 10,100
クモ類	0 (0)	3 (2)	17 (15)	12 (12)	32 (29)	6 (4)	1 (1)	39 (34)	0 (0)	0 (-)	570
貝類 (小計)	9 (9)	55 (53)	15 (8)	43 (29)	113 (90)	61 (49)	36 (6)	219 (154)	0 (0)	11 (-)	約 590
陸産	0 (0)	5 (3)	1 (2)	14 (5)	20 (10)	20 (14)	9 (1)	49 (25)	0 (0)	3 (-)	約 150
淡水産	5 (5)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	5 (5)	5 (4)	6 (2)	21 (16)	0 (0)	2 (-)	39
内湾産	4 (4)	47 (47)	14 (6)	27 (22)	88 (75)	36 (31)	21 (3)	149 (113)	0 (0)	6 (-)	約 400
計	24 (22)	111 (90)	93 (68)	133 (117)	337 (275)	196 (176)	79 (50)	636 (523)	5 (5)	46 (-)	約 11,960

注1: 評価区分の詳細については別紙2参照。

注2: 表中の () 内は、「レッドデータブックあいち 2009-動物編-」の掲載種数を示す。

注3: 鳥類については、評価対象ごとにランクが異なる場合は、最上位の評価区分とした。

注4: 国リストとは、環境省が平成24年度に公表したレッドリスト掲載種のうち、本県のリスト対象外と判定された種を示す。

6 今後の対応

今回、見直しを行ったレッドリストは、広く県民の皆さまへの普及啓発を行い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護への理解が深まるように努めていきます。

また、国、県内市町村や庁内関係部局等に配布し、開発事業の実施や各種事業計画の策定等にあたって格別の配慮がなされるよう求めています。

【参考】評価方法及び基準

(1) 植物

維管束植物については、標本等により、愛知県に確実に生育している（いた）と判断された種のうち、明らかに絶滅危惧でない普通種、雑種性植物、外来種等（帰化種、逸出種（園芸種などとして人為的に導入された外来種等、移入の疑いが強い種）を除く種について、愛知県内に現存する「個体数」と「集団数」を集計するとともに、「生育環境の減少傾向」「人為的圧力の程度」「地域固有性」を加えた5項目について、それぞれ表3に示す4段階で評価し、その総点をその種の評価点とし、原則として総点16以上を絶滅危惧ⅠA類（CR）、14～15を絶滅危惧ⅠB類（EN）、12～13を絶滅危惧Ⅱ類（VU）、11を準絶滅危惧（NT）と判定しました。

コケ植物については、維管束植物と同程度の準定量的な評価は困難であったため、収集された情報をもとに、総合的に判断・評価を行い、別紙1の評価区分基準により絶滅のおそれの程度を判定しました。

なお、環境省が平成24年度に公表したレッドリスト掲載種のうち、本県のリスト対象外と判定された種は、参考のため「国リスト」として掲載しました。

表3 各評価項目の評価基準（維管束植物）

評価項目	評価点	4	3	2	1
個体数		10未満	100未満	1,000未満	1,000以上
集団数		1～2	3～5	6～15	16以上
生育環境の減少傾向		著しく減少	やや減少	増減なし	増加
人為的圧力（開発圧・採取圧）の程度		極めて強い	強い	あり	なし
地域固有性		強い	やや強い	弱い	なし

(2) 動物

標本あるいは文献等により、愛知県に確実に生息している（いた）と判断された種のうち、人為的に移入された種及び一過性の確認種を除いて、収集された情報を基に全国的な分布の状況等を勘案して総合的に判断・評価を行い、別紙2の評価区分基準により絶滅のおそれの程度を判定しました。

鳥類については、繁殖、越冬、通過の時期で評価が異なることから、評価対象個体群ごとに評価を行いました。また、各調査対象個体群について、愛知県内における「推定個体数」「個体数の増減」「生息環境の減少傾向」「推定生息地数」の4項目について、それぞれ表4に示す5段階で評価し、その総点をその種の評価点とし、原則として総点28以上を絶滅危惧ⅠA類（CR）、22～27を絶滅危惧ⅠB類（EN）、16～21を絶滅危惧Ⅱ類（VU）、10～15を準絶滅危惧（NT）と判定しました。

昆虫類のうちトンボ目については、表5のように市町村単位（平成の大合併前の旧市町村）での「現存数」「絶滅率」をカテゴリーに当てはめ、判定しました。

また、「絶滅」の評価については、「過去に確実に生息していた種」と判断する文献や標本の整備状況及び移動能力が分類群毎に異なることから、表6に示す要件により判定しました。

なお、環境省が平成 24 年度に公表したレッドリスト掲載種のうち、本県のリスト対象外と判定された種は、参考のため「国リスト」として掲載しました。

表 4 各評価項目の評価基準（鳥類）

評価点	8	4	2	1	0
評価項目					
推定個体数 (注 1)	0 より多く 10 未満	100 未満	1,000 未満	10,000 未満	10,000 以上
個体数の増減	急減した (80%以上の 減少)	減少した (50%程度の 減少)	減少した (20%程度の 減少)	増減なし	増加した
生育環境の減少傾向 (餌の減少を含む)	極めて大きい	大きい	あり	なし	増加した
推定生息地数	県内の生息地 が 2 カ所以下 か、散在して いて 10 未満 のつがいが収 容できる程度	県内の生息地 が 5 カ所以下 か、散在して いて 100 未満 のつがいが収 容できる程度	やや少ない	やや多い	多い

注 1：繁殖の評価に関しては、繁殖している雌の推定個体数とする。

表 5 評価基準（昆虫類のうちトンボ目）

カテゴリー	基準
絶滅	過去 50 年間信頼できる生息情報が得られていない。
絶滅危惧 I A 類	絶滅率 80%以上、かつ現存数 1 以下
絶滅危惧 I B 類	絶滅率 50%以上、かつ現存数 1.5~5
絶滅危惧 II 類	絶滅率 20%以上、かつ現存数 5.5~10
準絶滅危惧	絶滅率 20%以上、かつ現存数 10.5~15

注 1：現存の定義

現存：約 10 年以内に現存を確認し、かつ生息環境も残されている。

現存可能性あり：約 10 年以内に確認されたが、発生地が不明で、現存を確認できない。または、約 10 年以内に現存を確認していないが、生息環境は残されていると推測される。

絶滅：生息環境が破壊されており、生存の可能性はない、または極めて低い。

注 2：絶滅率の定義

絶滅率 = ((記録のある市町村数) - (現存する市町村数)) ÷ (記録のある市町村数)

現存する市町村は 1、現存の可能性のある市町村は 0.5、絶滅した市町村は 0 とする。

表 6 過去の生息種の要件

分類群	内 容
哺乳類	歴史時代以降の確認記録があるもの。化石は除外。
鳥 類	迷行的に記録される種など一過性の種は除外。継続（経年的）確認記録がある種。
は 虫 類	標本等の確実な生息記録がある種。
両 生 類	標本等の確実な生息記録がある種。
淡水魚類	標本等の確実な生息記録がある種。
昆 虫 類	標本等の確実な生息記録がある種。隣接県での生息状況も加味。
クモ類	標本等の確実な生息記録がある種。県内調査記録は昭和 35 年以降。
貝 類	標本等の確実な生息記録がある種。

別紙1 愛知県版レッドリスト（植物）の評価区分基準

区分及び基本概念		定性的要件		準定量的要件	
絶滅 Extinct (EX) 野生絶滅 Extinct in the Wild (EW)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。 野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	過去に愛知県に生息したことが確認されており、愛知県において少なくとも野生ではすでに絶滅したと考えられる種（飼育・栽培下では存続している種を含む）。 【確実な情報があるもの】 1 今回の調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認された。 【情報量が少ないもの】 2 過去15年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。		—	
絶滅危惧Ⅰ類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種。 【確実な情報があるもの】 1 既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 2 既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 3 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 5 それほど遠くない過去(10年～15年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	表3の評価点の合計が16以上
		絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	表3の評価点の合計が14～15	
絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU)	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 1 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 2 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 3 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。			表3の評価点の合計が12～13
準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	次に該当する種。 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 1 個体数が減少している。 2 生息条件が悪化している。 3 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 4 交雑可能な別種が侵入している。			表3の評価点の合計が11
情報不足 Data Deficient (DD)	「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するだけの情報が不足している種。	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種。あるいは確認例が極めて少なく、希少であるか否かも不明な種。 1 どの生息地においても生息密度が低く希少である。 2 生息地が極限されている。 3 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 4 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。			—
国リスト	環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。			表3の評価点の合計が10以下	

別紙2 愛知県版レッドリスト（動物編）の評価区分基準

区分及び基本概念		定性的要件		準定量的要件※	
絶滅 Extinct (EX)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。	過去に愛知県に生息したことが確認されており、愛知県において少なくとも野生ではすでに絶滅したと考えられる種（飼育・栽培下では存続している種を含む）。 【確実な情報があるもの】 1 今回の調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認された。 【情報量が少ないもの】 2 過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。		—	
				野生絶滅 Extinct in the Wild (EW)	過去50年間信頼できる生息情報が得られていない
絶滅危惧Ⅰ類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種。 【確実な情報があるもの】 1 既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 2 既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 3 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 5 それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	表4の評価点の合計が28以上 市町村単位で絶滅率80%以上、かつ現存数1以下
			絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	表4の評価点の合計が22～27 市町村単位で絶滅率50%以上、かつ現存数1.5～5
絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU)	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 1 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 2 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 3 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。			表4の評価点の合計が16～21 市町村単位で絶滅率20%以上、かつ現存数5.5～10
準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	次に該当する種。 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 1 個体数が減少している。 2 生息条件が悪化している。 3 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 4 交雑可能な別種が侵入している。			表4の評価点の合計が10～15 市町村単位で絶滅率20%以上、かつ現存数10.5～15
情報不足 Data Deficient (DD)	「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するための情報が不足している種。	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種。あるいは確率が極めて少なく、希少であるか否かも不明な種。 1 どの生息地においても生息密度が低く希少である。 2 生息地が極限されている。 3 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 4 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。			—

※ 準定量的要件は鳥類（上段）及び昆虫類のトンボ目（下段）に適用

区分	定性的要件	準定量的要件
地域個体群 Threatened Local Population (LP)	その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群。	—
国リスト	環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。	—



第三次レッドリスト（案）に対する意見の概要と県の考え方

- 1 募集期間 平成26年10月17日（金）から11月17日（月）まで
- 2 募集方法 郵便、ファクシミリ、電子メール
- 3 意見提出人数等
 - (1) 提出人数 5名（県内個人 4名、県外個人1名）（いずれも電子メール）
 - (2) 提出件数 46件
 - (3) 内訳
 - ア 対象分類群別 維管束植物 36件
 - 鳥類 2件
 - 爬虫類 2件
 - 汽水・淡水魚類 4件
 - 貝類 1件
 - その他 1件 /46件
 - イ 意見の内容別 レッドリスト掲載種及び評価区分に関する意見 7件
 - 種名、学名の表記方法に関する意見 35件
 - その他の意見 4件 /46件

通番	意見の概要	県の考え方
1	<p>ツメレンゲ</p> <p>「ツメレンゲ」の評価において、「名古屋城のものを除外」との補記がありますが、移入種としての扱いを意味しているのか。</p> <p>仮に移入種として取り扱うのであれば、名古屋市版レッドリストから除外することが妥当と考えられる。</p>	<p>県としては、県内に本種の確実な自生地があり、その状況から準絶滅危惧 (NT) としたものです。なお、ご指摘の名古屋市版レッドリストと比べると、安全原則（よくわからないものは、安全側に評価する）によるものです。名古屋城のツメレンゲは、真の自生ではないかもしれないとの注をつけた上で指定されています。</p>

2	<p>ヒシモドキ 「ヒシモドキ」の科名について、レッドリスト案では「オオバコ科 (Plantaginaceae)」となっているが、「ゴマ科 (Pedaliaceae)」が正しいと考える。</p>	<p>植物の科は最近の分子系統学的研究の結果、細分される傾向がありますが、系統関係を分類系に切り分ける方法は必ずしも一通りではありません。そこで、今回はどちらからかといえば科を大きく取る方向で科名を選択していただきます。</p>
3	<p>イワヤシダ 「イワヤシダ」の科名について、レッドリスト案では「メシダ科 (Athyriaceae)」となっているが、「イワヤシダ科 (Diplazionsidaceae)」が正しいと考える。</p>	<p>2に同じ。ただしメシダ科の学名は Woodsiaceae です。</p>
4	<p>エビラシダ 「エビラシダ」の科名について、レッドリスト案では「メシダ科 (Athyriaceae)」となっているが、「ナヨシダ科 (Cystopteridaceae)」が正しいと考える。</p>	<p>2に同じ。</p>
5	<p>コバノチヨウセンエノキ 「コバノチヨウセンエノキ」の科名について、レッドリスト案では「ニレ科 (Ulmaceae)」となっているが、「アサ科 (Cannabaceae)」が正しいと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
6	<p>コガネシダ 「コガネシダ」の科名について、レッドリスト案では「メシダ科 (Athyriaceae)」となっているが、「イワデングダ科 (Woodsiaceae)」が正しいと考える。</p>	<p>2に同じ。</p>
7	<p>カワツルモ 「カワツルモ」の科名について、レッドリスト案では「ヒルムシロ科 (Potamogetonaceae)」となっているが、「カワツルモ科 (Ruppiaceae)」が正しいと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
8	<p>イワチドリ <i>Amitostigma keiskei</i> (Maxim.) Schltr. ではなく、<i>Amitostigma keiskei</i> (Finet) Schltr. が正しいと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>

9	ムカゴトンボ <i>Habenaria flagellifera</i> Makino ではなく、 <i>Peristylus densus</i> (Lindl.) Santapau et Kapadia が正しいと考える。	確かに最近の研究の結果、ご指摘のような学名が提案されていますが、それが適切であるかどうかはまだ十分に検討できていません。そのため、今回のレッドリストでは、従来一般的に使用されている学名を使用しています。
10	ビロードキビ <i>Brachiaria villosa</i> (Lam.) A. Camus ではなく、 <i>Urochloa villosa</i> (Lam.) T. Q. Nguyen が正しいと考える。	9に同じ。
11	タチスズシロソウ <i>Arabis kawasakiana</i> Makino ではなく、 <i>Arabidopsis kamchatica</i> (Fisch. ex DC.) K. Shimizu et Kudoh subsp. <i>kawasakiana</i> (Makino) K. Shimizu et Kudoh が正しいと考える。	9に同じ。
12	カニコウモリ <i>Cacalia adenostyloides</i> (Franch. et Sav.) Matsum. ではなく、 <i>Parasenecio adenostyloides</i> (Franch. et Sav. ex Maxim.) H. Koyama が正しいと考える。	9に同じ。
13	ヒモラン <i>Lycopodium sieboldii</i> Miq. ではなく、 <i>Huperzia sieboldii</i> (Miq.) Holub が正しいと考える。	ご指摘のとおり修正します。
14	ヒメアオガヤツリ <i>Cyperus extremiorientalis</i> Ohwi ではなく、 <i>Cyperus pygmaeus</i> Rottb. が正しいと考える。	9に同じ。
15	カガシラ <i>Scleria caricina</i> (R. Br.) Benth. ではなく、 <i>Diplacrum caricinum</i> R. Br. が正しいと考える。	9に同じ。
16	ミズタカモジ <i>Agropyron humidum</i> Ohwi et Sakamoto ではなく、 <i>Elymus humidus</i> (Ohwi et Sakam.) Á. Löve が正しいと考える。	9に同じ。命名者の Sakamoto は Sakam. に修正します。

17	クサタチバナ <i>Cynanchum ascyrifolium</i> (Franch. et Sav.) Matsum. ではなく、 <i>Vincetoxicum acuminatum</i> C. Morr. et Decne. が正しいと考える。	9に同じ。
18	ヤマジノギク <i>Heteropappus hispidus</i> (Thunb.) Less. ではなく、 <i>Aster hispidus</i> Thunb. var. <i>hispidus</i> が正しいと考える。	ご指摘のとおり修正します。ただし基準変種名は省略します。
19	ヤチスギラン <i>Lycopodium inundatum</i> L. ではなく、 <i>Lycopodiella inundata</i> (L.) Holub が正しいと考える。	ご指摘のとおり修正します。
20	イワタカンアオイ <i>Heterotropa kurosawae</i> (Sugim.) F. Maek. ではなく、 <i>Asarum kurosawae</i> Sugim. が正しいと考える。	ご指摘のとおり修正します。
21	ヒロハテンナンショウ <i>Arisaema ovale</i> Nakai var. ではなく、 <i>Arisaema ovale</i> Nakai var. sadoense (Nakai) I. Murata が正しいと考える。	<i>Arisaema sadoense</i> の基準標本は、ヒロハテンナンショウそのものでは ありません。ヒロハテンナンショウには、まだ正式な学名がありません。
22	ミヤマムシグサ <i>Arisaema</i> sp. ではなく、 <i>Arisaema pseudoangustatum</i> Seriz. var. <i>pseudoangustatum</i> が正しいと考える。	ご指摘のとおり修正します。ただし基準変種名は省略します。
23	エンレイソウ <i>Trillium smallii</i> Maxim. ではなく、 <i>Trillium apetalon</i> Makino が正 しいと考える。	ご指摘のとおり修正します。
24	ヒオウギ <i>Belamcanda chinensis</i> (L.) DC. ではなく、 <i>Iris domestica</i> (L.) Goldblatt et Mabb. が正しいと考える。	9に同じ。
25	ステゴビル <i>Caloscordum inutile</i> (Makino) Okuyama et Kitagawa ではなく、 <i>Allium</i> <i>inutile</i> Makino が正しいと考える。	ご指摘のとおり修正します。

26	ハネガヤ <i>Stipa pekinensis</i> Hance ではなく、 <i>Achnatherum pekinense</i> (Hance) Ohwi subsp. <i>effusum</i> (Maxim.) T. Koyama が正しいと考える。	9に同じ。
27	クロバナキハギ <i>Lespedeza bicolor</i> Turcz. var. <i>higoensis</i> (T. Shimizu) Murata ではなく、 <i>Lespedeza melanantha</i> Nakai が正しいと考える。	9に同じ。
28	ナガバジュズネノキ <i>Damnacanthus macrophyllus</i> Sieb. ex Miq. form. <i>giganteus</i> (Makino) Yamazaki ではなく、 <i>Damnacanthus giganteus</i> (Makino) Nakai が正しいと考える。	ご指摘のとおり修正します。
29	フナバラソウ <i>Cynanchum atratum</i> Bunge ではなく、 <i>Vincetoxicum atratum</i> (Bunge) C. Morren et Decne. が正しいと考える。	9に同じ。
30	タチガシワ <i>Cynanchum magnificum</i> Nakai ではなく、 <i>Vincetoxicum magnificum</i> (Nakai) Kitag. が正しいと考える。	9に同じ。
31	アキノハハコグサ <i>Gnaphalium hypoleucum</i> DC. ではなく、 <i>Pseudognaphalium hypoleucum</i> (DC.) Hilliard et B. L. Burt が正しいと考える。	9に同じ。
32	シデコブシ <i>Magnolia tomentosa</i> Thunb. ではなく、 <i>Magnolia stellata</i> (Siebold et Zucc.) Maxim. が正しいと考える。	ご指摘のとおり修正します。
33	バリバリノキ <i>Litsea acuminata</i> (Blume) Sa. Kurata ではなく、 <i>Actinodaphne acuminata</i> (Blume) Meisn. が正しいと考える。	9に同じ。

34	<p>ハウサンハタザオ <i>Arabis gemmifera</i> (Matsum.) Makino ではなく、<i>Arabidopsis halleri</i> (L.) O'Kane et Al-Shehbaz subsp. <i>gemmifera</i> (Matsum.) O'Kane et Al-Shehbaz が正しいと考える。</p>	9に同じ。
35	<p>ホンバイヌタデ <i>Persicaria trigonocarpa</i> (Makino) Nakai ではなく、<i>Persicaria erectominor</i> (Makino) Nakai var. <i>trigonocarpa</i> (Makino) H. Hara が正しいと考える。</p>	<p>ヒメタデ <i>Persicaria erectominor</i> (Makino) Nakai とホンバイヌタデは倍数性が異なり、種の階級で区別するのが適切です。</p>
36	<p>サトヤマタデ <i>Persicaria</i> sp. ではなく、<i>Persicaria clivorum</i> Seriz. が正しいと考える。</p>	ご指摘のとおり修正します。

2 鳥類

	意見の概要	県の考え方
37	<p>地域個体群「ハマシギの越冬群」と「サシバの渡り群」 環境省及び他県のレッドリストを見る限り、地域個体群は、ランク外の種に対して保護すべき個体群を指定するものように思われる。ハマシギとサシバは種としてランクされているので、地域個体群の指定は必要ないのではないか。</p>	<p>本県のレッドリストでは、ランクされている種であるかを問わず「その種の国内における生息状況に鑑み、県内において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群」を地域個体群として評価しています。 本県では1970年代から全国に先駆けて県内各地の主要な干潟でシギ・チドリ類の調査を継続して実施しており、県内の「ハマシギの越冬群」は全国有数の規模を誇っています。今後、干潟の減少など、生息条件の悪化により急速に数を減らす可能性があるため、保全のための配慮が必要な地域個体群として指定しています。</p> <p>「サシバの渡り群」については、1970年代に伊良湖岬において国内で初めてサシバの渡りが発見されて以降、継続的に調査を実施しており、近年伊良湖岬以外にも県内各所で主要な渡りの経路が確認されています。これらの経路は国内において貴重なものであり、そこを通過するサシバの個体群は、本県における保全の配慮が必要な特徴的な個体群です。このため、第三次レッドリストでは伊良湖岬に加え、渥美半島の山塊群と西三河南部の山塊群および知多半島中南部を通過する個体群を指定しています。</p>
38	<p>クロサギ クロサギが「通過」のみとなっているが、レッドデータブックあいち2009には「主に冬期に」と記されているので、「越冬」も示すべきではないか。</p>	<p>鳥類については、第三次レッドリストから同一種を「繁殖」の有無と「繁殖」以外を「通過」または「越冬」のどちらからかで評価することになりました。クロサギについては、繁殖期の観察記録もありますが、具体的な繁殖行動の観察例は報告されていませんので「繁殖」ではありませんが、また、越冬期の観察記録も少なくありませんが、同一個体が越冬期を通して生息していることが確認されていませんので、「越冬」ではなく「通過」個体群として評価しました。</p>

3 爬虫類

通番	意見の概要	県の考え方
39	<p>ニホンイシガメ 県内では生息数が多いという理由で国リストとされているが、開発による生息地破壊、ミシシッピアカミミガメとの競合、アライグマによる食害など、多くの問題を抱えている。特に都市部ならびに平野部においてはミシシッピアカミミガメへの置き換わりが顕著であり、リスト入りが必要と考える。</p>	<p>本種は、都市部や平野部においては減少傾向にありますが、全県的にみると確認地点が多く、地域によっては現在でも普通にみられる種です。しかし、本種に関しては生息地の消滅、外来種との競合、食害等の直接的な被害に加え、産卵地温の偏りに伴う性比のずれや、他種との交雑による遺伝子汚染等の問題が指摘されており、一見本種が生息しているように見えても実際には危機的な状況にある個体群も少なくありません。こうした状況を踏まえると、本種は今後、急速に減少する可能性が否定できないため、情報を再度吟味し、準絶滅危惧種 (NT) に修正しました。</p>
40	<p>ヤマカガシ エサとなるカエル類が減少し、明らかに生息状況が悪化している。減少傾向が顕著であるが、確認が難しい種であることから、情報不足とするのが妥当と考える。</p>	<p>本種は、平野部での減少が顕著である一方、丘陵地を含めた全県的な生息状況が不明であることから、今後の分布情報収集の必要性に鑑み、情報不足に修正しました。</p>

4 汽水・淡水魚類

通番	意見の概要	県の考え方
41	<p>ネコギギ 2009年の絶滅危惧 I B類 (EN) から今回、絶滅危惧 I A類 (CR) に区分され、次回は絶滅 (EX) にならないか心配している。今後県内の数少ない生息域の手厚い保全対策を期待する。特に豊川上流部の生息域ならびに個体群については、新規ダム建設による消滅の無いようをお願い申し上げる。治水利水の方法はほかにもあるが、豊川水系に於いてCR種をEX種にしない方法は、「ダムをそこに造らない」ことしかない。</p>	<p>ネコギギの保護については、他の絶滅危惧種と同様に重要であると考慮しております。ネコギギを含めた希少種については、レッドリストの周知に努め、事業者、県民の皆様の協力をいただきながら、その保護に努めてまいります。</p>
42	<p>イタセンバラ イタセンバラの右欄が空欄なのは寂しい。木曽川右岸側の岐阜県では、色々頑張っているが、愛知県はどうなのか。</p>	<p>前回のレッドリストから状況に変化がない種については、備考欄は空欄としております。 愛知県は、環境省や国土交通省の取組に協力し、過去には産卵母貝を提供するなど、イタセンバラの保護に努めております。</p>

ウナギ

ウナギは当該種専用の採捕手法を用いないと、なかなかその生息分布実態も把握し辛いかと思われが、どのような調査結果で、太平洋斜面分布東限のドンコと同ランクにしようと思ったのか。ウツセミカジカより上位にランクされているのはなぜか。

ニホンウナギを含む多くの淡水魚の定量的な調査は広く学術研究に用いられる背負い式電気ショックカー（スミスルー社製 LR24）により行いました。したがって、間隙等を隠れ家として利用することの多いニホンウナギを効果的に採捕することができたものと考えています。調査では、過去数年間で県内西部 199 地点のうちニホンウナギを約 10%にあたる 18 箇所を確認しました。

ニホンウナギは第 4 次環境省レッドリストにおいて、漁獲量データ等の様々な科学的根拠から絶滅危惧 IB 類に該当すると判断されました。愛知県も、都市部において全国的に見ても河川・海域の水質が悪い地域を含んでいることに加え、県内全域の河川においてコンクリートによる護岸化および堰による連続性の分断など、ニホンウナギの生息環境を悪化させている要因が数多く存在しています。例えば、河口の水門により海からの遡上を阻害し、個体群が絶滅状態にあると思われる河川や魚道の設置などの保全対策が行われていない河川が存在します。また、ニホンウナギは食用として大量消費され、その種苗は天然のシラスウナギ（ニホンウナギ幼魚）に頼るものとなっており、国際的にも東アジア全域においてニホンウナギの資源は減少しているとされ、稚魚の来遊が低迷している状況から、本種は環境省の絶滅危惧 IB 類と同等と判断しました。

以上から、ニホンウナギはウツセミカジカよりも絶滅のおそれが高いため、上位のランクに位置付けたものです。

マサゴハゼやエドハゼを挙げているが、他の種はどのような状況なのか。

今回の改訂においてレッドリスト掲載候補種としなかったものは以下のとおりです。これらは、県内偶産種、あるいは絶滅のおそれの少ない種（レッドリスト対象外）と判断しました。今後の知見の蓄積状況に応じて掲載の要不要についての検討を行っていきます。

県内偶産種：オオウナギ、ドロクイ、オクヨウジ、テングヨウジ、セスジボラ、アカメ、チチブモドキ、ニクハゼ、サツキハゼ、ヒナハゼなど
 レッドリスト対象外：コトヒキ、シマイサキ、ミミズハゼ、ツマグロスジハゼなど

なお、今回の調査にあたっては、高度成長期には沿岸域の埋め立てや浚渫などが全国的に行われ、干潟が著しく減少したことを踏まえ、河口干潟・前浜干潟に依存して生息する汽水性ハゼ類を調査対象として多く選定しました。

5 貝類

通番	意見の概要	県の考え方
45	<p>ハマグリ</p> <p>2009年の絶滅危惧ⅠA類(CR)から絶滅危惧Ⅱ類(VU)に回復したことは、愛知万博、生物多様性の成果の一つと捉えている。ESDの理念とも合致する種の保全から水産資源へ回復させる新たな挑戦、私たちとこの愛知県から始めて頂けませんか。</p>	<p>ハマグリについては、一部の水域で著しい回復傾向が認められたことから、絶滅危惧Ⅱ類(VU)としました。今後もしドリストの普及啓発を行い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護への理解が深まるよう努めていきます。</p>

6 その他

通番	意見の概要	県の考え方
46	<p>湧水生息性のカワモズク類が未掲載である。</p>	<p>藻類であるカワモズク類については、現時点では評価対象分類群としておりません。評価対象分類群の拡大については、今後とも専門家の意見を聴きながら検討していきます。</p>